

高丘まちづくり協議会規約

1. 総則

(名称及び事務所)

第1条 この会は高丘まちづくり協議会（以下、「本会」という）と称し、事務所を高丘コミュニティセンター中央集会所（明石市大久保町高丘3丁目3）内に置く。

(目的)

第2条 本会は、明石市大久保町高丘及び隣接地域において、「豊かな自然と世代を結ぶ つながりのあるまち高丘」を形成することを目的とする。

(構成)

第3条 本会は、明石市大久保町高丘及び隣接地域の次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 地域に居住する住民。
- (2) 地域で活動する自治会・各種団体。
- (3) 地域に所在する事業所。
- (4) その他、会長が必要と認めるもの。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民の健康・福祉に関すること。
- (2) 住民相互の親睦・交流に関すること。
- (3) 住民の安全・安心に関すること。
- (4) 地域の防災・防犯に関すること。
- (5) 自然や生活の環境保持と改善向上に関すること。
- (6) 子どもの健全な育成に関すること。
- (7) 広報、情報提供に関すること。
- (8) 関係諸団体及び行政との連携に関すること。
- (9) その他本会の目的を達成するために必要なこと。

2 本会は、政治活動及び宗教活動は行わない。

(まちづくりサポーター)

第5条 本会にまちづくりサポーター（以下、「サポーター」という）を置く。

- 2 サポーターは第2条に定める目的に賛同し、第4条の事業を支援・協力する者とする。
- 3 地域に居住する住民でサポーターを希望する者は、役員会の了承を得てなることができる。
- 4 地域で活動する自治会・各種団体及び事業所で別表に定める団体等（以下、「構成団体」という）の代表はサポーターとなる。構成団体の代表とは会長又は各団体から代表として選出された者をいう。
- 5 構成団体でその団体が単位組織の連合体・連絡会等である場合は、単位組織の代表はサポーターになるものとする。
- 6 別表以外の団体・事業者で希望する者は、役員会の了承を得て、構成団体になることができる。

2. 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|--------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 部会長 | 各部会長が1名 |
| (5) 幹事 | 各構成団体の代表者が1名 |
| (6) 会計 | 1名 |
| (7) 監査 | 2名 |

2 前項に定める役員は、兼務することができない。

3 本会に顧問を置くことができる。顧問は、役員会において推薦し、総会の承認を得て委嘱する。

(役員の選出及び職務)

第7条 役員の選出及び職務は次のとおりとする。

- (1) 役員の内、会長・副会長・事務局長・会計・監査はサポーターの中から推薦し、役員会に諮り総会において承認を得ることとする。
また上記役員を希望するサポーターは、総会の2か月前までにその旨役員会に申し出ることとする。
- (2) 部会長及び構成団体の代表は役員となる。
- (3) 会長は本会を代表し、会の招集その他会務の総括をする。
- (4) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。
- (5) 事務局長は本会の調整役及び事務局の統括として、事務事業を調整及び執行する。
- (6) 部会長は部を代表し、部会活動全般を統括する。
- (7) 幹事は本会の運営を補佐し、構成団体において本会の運営等について連絡・調整を行う。
- (8) 会計は本会の会計事務を処理する。
- (9) 監査は本会の会計及び事業を監査し、総会に報告する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 会議

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、役員会、部会とする。

- 2 本会の会議は、公開を原則とし、事業計画、事業報告、予算及び決算等についても広報紙等により広く地域住民に周知するものとする。
- 3 総会については、開催日を広報紙等により、事前に地域住民に周知するものとする。

(総会)

第10条 総会は本会の最高議決機関であって、まちづくりサポーターによって構成する。

- 2 総会は会長が招集する。
- 3 総会は、毎年1回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、又はまちづくりサポーターの3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。
- 4 総会の議長は、出席者の中から選出する。
- 5 総会は、まちづくりサポーターの過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。
- 6 総会の議決は、出席者の過半数をもって決定する。賛否同数の場合は議長が決定する。
- 7 総会は、次の事項を審議・決定する。
 - (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関する事項。
 - (2) 規約の改廃に関する事項。
 - (3) 事業計画、予算、事業報告、決算に関する事項。
 - (4) 役員の選出及び顧問の委嘱承認に関する事項。
 - (5) 部会の新設、統廃合に関する事項。
 - (6) その他、本会に関する重要な事項。

(役員会)

- 第11条 役員会は総会に次ぐ議決機関であり、第6条に定める役員（監査を除く）をもって構成する。
- 2 役員会は会長が招集する。ただし構成員の過半数の請求があった場合、会長は速やかに会議を招集しなければならない。
 - 3 役員会の議長は、会長が行う。
 - 4 役員会は役員の過半数の出席をもって成立する。
 - 5 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。賛否同数の場合は会長が決定する。
 - 6 役員会は、次の事項を審議・決定する。
 - (1) 総会に付議すべき事項。
 - (2) 総会に代わって議決の必要な事項。
 - (3) 部会間の情報交換、連携・調整に関する事項。
 - (4) 顧問の推薦、事務局員の選出に関する事項。
 - (5) その他本会の運営に関する事項。
 - 7 会長は、必要があると認めるときは、役員会の構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

- 第12条 第4条に定める事業を行うため、本会に次の部会を置く。

- (1) 健康福祉部会
 - (2) 安全安心部会
 - (3) 交流部会
 - (4) 環境部会
 - (5) 子ども育成部会
- 2 部会は、第5条に定めるサポーターで構成する。なお希望する複数の部会に所属することができるものとする。
- 3 部会には、部会長及び副部会長を置く。

- 4 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。
- 5 部会長は、部会を代表し会務を総括し、部会の議長となる。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、これを代行する。
- 7 部会は、必要に応じて部会長が招集する。ただし、部会員の過半数の請求があった場合は、部会長は速やかに会議を招集しなければならない。会議は部会員の過半数の出席をもって成立する。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
- 9 部会長、副部会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 10 役員会が必要と認めた場合、総会の承認を得て部会を新設及び統廃合することができる。

(議事録)

第13条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 会議の議事録の閲覧を請求するものがあるときは、これを閲覧させなければならない。

4. 事業・予算・会計

(事業計画及び予算)

第14条 本会の事業計画及び予算は、会長が役員会の審議を経て、その案を作成し、総会の議決を経て、定めなければならない。

第15条 会長は、毎事業年度終了後、すみやかに事業報告書、収支決算書を作成し、監査を受けなければならない。

(会計)

第16条 本会の運営費は、会費、補助金、分担金、その他の収入をもって充てる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第17条 本会は、会の収入、支出及び資産状況を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由のない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局及び広報委員会)

第19条 本会の運営や活動に必要な事務及び経理を円滑に行うため、事務局を置くことができる。

2 事務局員は若干名を置くことができる。

3 事務局員は役員会の承認を得て、会長が任命する。

第20条 本会の活動内容や地域情報を広く地域住民に周知し、住民の本会への協力並びに参加を促進するため、事務局に広報委員会を置くことができる。

2 広報委員会は、広報紙の編集・発行その他の広報活動を行う。

3 広報委員は、次に掲げる委員により構成する。

(1) 広報委員 若干名

(2) その他、委員会が必要と認める者

5. 雜則

(規約の改廃)

第21条 本会の規約の改廃は、総会において出席者の3分の2以上の議決を得なければ行うこと
ができない。

(補 足)

第22条 その他、運営に関する必要な事項は、役員会において別に定めることができる。

附則

(施行期日)

1 この規約は2019（平成31）年5月25日から施行する。

2 2021.5.16（令和3年）規約改正 第5条7 削除 「サポーターの2年任期」

[別表]

